

# 3

平成26年 3 月  
2 0 1 4  
No. 498

## 広報 いで



## 未来につなぐ 森づくり

井手町豊かな緑と清流を守る協議会の「未来につなぐ森づくり体験教室」が大正池グリーンパークで開かれ、参加した子どもたちが、本格的な間伐作業に挑戦しました。(P02)

### 目次

井手玉川大学開講式	P 02
平成 24 年度一般会計決算	P 04
国民健康保険からのお知らせ	P 08
税務課からのお知らせ	P 09
子育て支援カレンダー	P 10



## 雪残る林で間伐作業を体験 未来につなぐ森づくり体験教室

井手町豊かな緑と清流を守る協議会（中坊睦会長）が主催する「未来につなぐ森づくり体験教室」が2月23日（日）、大正池グリーンパークで開かれ、参加者たちが、本格的な間伐作業の一端を体験しました。この日切り出された木は、保育園の砂場の囲いなどに加工して活用されます。



間伐作業を体験する子どもたち

幅広い世代に森林保全に対する理解を深めてもらい、息の長い保全活動につなげていこうと、町内の自然環境

の保護や活用に取り組んでいる同協議会が毎年開いている事業です。今回は、子どもから大人まで37人が参加しまし

た。

今回は、I D E ゆうゆうスポーツクラブの子どもたちを中心に体験作業が行われました。子どもたちはロープを伝って交替で林の斜面にのぼり、協議会のメンバの指導を受けながら幹の直径が30センチ近くある木2本をのこぎりを駆使して切り倒しました。斜面には所々に雪が残っており、子どもたちは真剣な表情で足を踏ん張りながら、のこぎりを引いていました。また切り倒した木は、枝を払ったり必要な長さに切り分けたりする作業に汗を流しました。

間伐作業体験の後は、施設内の管理棟で昼食を楽しんだ後、木材を使ったオリジナルの写真立て作りなど、クラブト体験にも挑戦しました。

中坊会長は「7回目の開催になります。今回は、子どもたちも多く参加してくれました。町内には、まちを美しくしようと活動している団体も多いです。森林保全に対する関心を様々な団体や幅広い世代に広め、継続した森づくりの活動につなげていきたい」と話していました。

## 昔の道具に興味津々 多賀小学校で出前授業

多賀小学校で2月20日（木）、府立山城郷土資料館から特別講師を迎えて「昔の道具と人々のくらし」をテーマにした特別授業が行われました。社会人講師を招いた出前授業で、3年生18人が参加。

教室には、電気を使わないアイロンや冷蔵庫、こたつをはじめ、天秤や洗濯板など様々な昔の道具が数多く展示

## 太極拳の魅力に迫る 井手玉川大学が閉講式



会場で披露された太極拳の演舞

高齢者教養講座「井手玉川大学」の閉講式と今年度の最終講座が2月25日（火）、自然休養村管理センターで開かれ、5回以上の講座に出席した受講者の皆さんに、松田定教育長から修了証などが贈られました。

され、児童たちも興味津々の様子で授業に聞き入っていました。



昔の道具に興味津々の児童たち

高齢者の社会活動に参加する意欲と実践力を高めようと、毎年開いている人気の講座で、昨年7月から192人が参加して全7回シリーズで行われてきました。

今年度の最終となった講座では、いづみ人権交流センターで太極拳教室を指導する日本武術太極拳連盟公認指導員・森田栄子さんが講師となり、「太極拳でバランス感覚を」と題して、太極拳の歴史や流派などについて解説。

また太極拳教室の皆さんも登場して太極拳の演武を披露したほか、会場の受講者も一緒に体動かすなど、太極拳の魅力に触れました。

# 井手町議会議員一般選挙・京都府知事選挙が行われます。 投票日は4月6日(日)

4月28日に任期が満了する井手町議会議員一般選挙は、4月1日告示、4月6日投票の日程で行われます。また、京都府知事選挙についても3月20日に告示され同じく4月6日が投票日となります。これらの選挙は、私達の代表を選ぶ最も身近で大切な選挙です。棄権しないで、よく見・よく聞き・よく考えて必ず投票しましょう。なお、投票の順序は、まず井手町議会議員一般選挙、次に京都府知事選挙となりますので十分に注意しましょう。また、次のように投票資格が違いますのでよく確認してください。

## 投票できる人は

今回の選挙に投票資格のある人は、平成6年4月7日以前に生まれ、投票日当日20歳以上になっている人です。

## 井手町議会議員一般選挙

平成25年12月31日までに町内に住民登録し投票日(4月6日)当日も引き続き在在している方に在在している方です。

## 京都府知事選挙

平成25年12月19日までに町内に住民登録し投票日当日も引き続き在在している方です。

## 投票所入場券及び選挙公報の配布

投票所入場券の配布につきましても、選挙人一人に一枚郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票日当日まで大切に保管をお願いします。また、京都府知事選挙の選挙公報につきましても、各区の隣組より配布します。

## 投票所入場券は忘れずに

4月6日の投票日には、次のことに注意してください。投票時間は、午前7時から

午後8時までです。

◎入場券に指定された投票所以外では投票できません。

◎投票所に行く時は、入場券を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。

## 投票の仕方

井手町議会議員一般選挙は候補者の氏名を投票用紙(うぐいす色)に記入して投票しましょう。

京都府知事選挙は候補者の氏名を投票用紙(白色)に記入して投票しましょう。

## 期日前投票について

4月6日の投票日に次の理由により、投票所に行けないと見込まれる方のため、期日前投票制度があります。

※期日前投票ができる場合は次のとおりです。

1、投票日当日、職務に従事中であるとき

2、何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合(たとえば、レジャーや買物などの私用で投票区の区域外

にいるような場合)  
3、投票日当日、出産、手術、身体の障がい等で歩くことが困難である場合です。

期日前投票のできる期間は、井手町議会議員一般選挙では4月2日(告示日の翌日)から4月5日(投票日の前日)までです。また、京都府知事選挙は3月21日(告示の翌日)から4月5日(投票日の前日)までとなっています。土・日・祝日も含めています。

祝日も含めて、午前8時30分から午後8時までの間、役場1階期日前投票所で行っています。

## 不在者投票について

4月6日の投票日に、病院や特別養護老人ホーム等に入所の方で投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも不在者投票ができます。

不在者投票のできる期間は、井手町議会議員一般選挙では4月2日(告示日の翌日)から4月5日(投票日の前日)までです。

また、京都府知事選挙では3月21日(告示の翌日)から4月5日(投票日の前日)までとなっています。

◎指定病院などとする場合  
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入っておられる方も、その病院内で不在者投票をすることができます。

◎郵便による不在者投票  
身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方は、その障がいの程度により、郵便による不在者投票ができます。

り、郵便による不在者投票ができます。

また、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方も郵便による不在者投票ができます。

なお、この場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵送する期間も考慮して、早めに投票を済ませる必要があります。

## 井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき

不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村選挙管理委員会で宣誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日(4月6日)に、投票所へ行って投票できない理由に丸をつけ、井手町選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

請求を受けた井手町選挙管理委員会は、「投票用紙」・「不在者投票用封筒」および封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は、決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

交付された投票用紙等を持って滞在地の市区町村選挙管理委員会の指示に従って投票します。

不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに

到着しないと無効になりますので早めに手続きをしてください。

以上が不在者投票のあらましです。一人でも多くの方が、大切な選挙権を行使できるように設けられているこの制度をよく理解し、該当する方は進んで利用しましょう。

## 代理・点字投票は

身体の故障などのため、自分で投票用紙に候補者等を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申し出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。

また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し出てくださいます。

いずれの場合も、投票の秘密は絶対に守られます。

## 開票は

開票事務につきましては、投票日当日、午後8時45分から自然休養村管理センターにおいて行います。

詳しいことは、井手町選挙管理委員会(Tel.82-6161)におたずねください。



# 平成24年度 一般会計決算 4億3862万 7千円の黒字

平成24年度の一般会計と6つの特別会計(国民健康保険・多賀地区簡易水道・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区)、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会で認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入40億9838万2千円に対し、歳出36億5975万5千円で、差し引き形式収支では、4億3862万7千円の黒字となりました。この内、翌年度への繰越明許財源1億2950万6千円を差し引いた実質収支は3億904万1千円となり、これが平成25年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「平成24年度においても、第4次井手町総合計画で掲げる将来

のまちづくりビジョンに沿い、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、その目標達成に向けて着実に重要な施策を展開されています。我が国の経済動向は景気回復の兆しはみられませんが、自主財源の乏しい本町については今後とも財政運営を経済的、効率的かつ合理的に行わなければなりません。非常に厳しい環境下にあつて、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度・重要度や経済性・効率性・有効性等を判断され、健全な行財政運営に努められているところが随所で見受けられます」と述べられています。

また「税や使用料といった歳入についても、税負担の公平性に鑑み、苦勞しながらも、積極的に対応されていることが見受けられますが、新たな未納者が出ないよう努力していただきたい。今後も、第4次井手町総合計画に沿った町づくりを住民・議会・行政がともに協力し合い、町の将来像の『住んでみたい、住み続けたいまち』を実現するために取り組まれることを期待するものであります」と述べられています。

## 歳入 (収入)

**歳入 (収入)**  
歳入は40億9838万2千円で、前年度より1億5962万5千円(4.1%)の増です。歳入の主な増減は、地方交付税4億254万3千円が増加し、一方、町税は2183万7千円、地方特例交付金1086万5千円、国庫支出金1億3034万6千円、府支出金5435万円、繰越金3100万円、諸収入788万4千円と、それぞれ減少しました。

**町税**  
8億7555万9千円(対前年度比2.4%減)  
町税収入は、歳入全体の21.4%を占め、1世帯あたり26万2千円、1人あたり10万8779円を納めていただいたこととなります。

**地方交付税**  
16億3282万3千円(対前年度比32.7%増)  
地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の39.8%を占めています。

**国庫支出金**  
2億4548万1千円(対前年度比34.7%減)  
国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費の財源に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類された交付されるものです。

**町債**  
2億7670万円(対前年度比1.3%減)  
地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債1億9000万円のほか、町道整備、玉川砂防公園整備、防災空地整備などに充当するため8670万円借り入れしています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位:千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	備考
一般会計	4,098,382	3,659,755	129,586	309,041	
特別会計	国民健康保険特別会計	1,094,859	1,053,065	0	41,794
	多賀地区簡易水道事業特別会計	42,791	39,572	0	3,219
	後期高齢者医療特別会計	87,103	83,820	0	3,283
	介護保険特別会計	702,525	635,292	0	67,233
	公共下水道事業特別会計	417,669	402,236	0	15,433
	多賀財産区特別会計	2,870	2,532	0	338
井手町水道事業会計	収益的収入(消費税含む)	104,430	収益的支出(消費税含む)	101,086	差引額 3,344
	基本的収入(消費税含む)	3,090	資本的支出(消費税含む)	51,840	差引額 △48,750
計	107,520	152,926			△45,406

# 歳出 (支出)

歳出は36億5975万5千円で、前年度より9295万7千円(2.6%)増となりました。主な支出は次のとおりです。

## 総務費

- 11億236万4千円(対前年度比35.4%増)
- ・特別会計繰出金 4億4680万8千円
- ・公民館改修補助 600万円
- ・人口減少を食い止めるための検討委員会 129万3千円
- ・LED照明整備 265万5千円
- ・基幹業務システム更新 1978万6千円
- ・中学生夢・未来支援国際交流基金積立 6000万円
- ・JR奈良線高速化複線化事業共同調査費負担金 201万円

## 民生費

- 8億9328万9千円(対前年度比4.0%減)
- ・社会福祉協議会活動費 1641万8千円
- ・障害者自立支援事業 1億4158万6千円
- ・バリアフリー整備 573万2千円
- ・子ども手当等 1億1752万円
- ・老人医療 2241万9千円

## 衛生費

- 2億3458万8千円(対前年度比10.2%減)
- ・予防接種事業、健康増進等 2916万5千円
- ・乳児検診等 762万6千円
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助 89万3千円
- ・ごみの収集運搬 2972万9千円
- ・城南衛生管理組合分担金 8818万4千円
- ・再生資源集団回収事業補助 98万円

## 労働費

- 5002万4千円(対前年度比8.1%減)
- ・緊急雇用創出事業 5002万4千円

## 農林水産業費

- 2942万4千円(対前年度比36.9%減)
- ・有害鳥獣駆除 82万6千円
- ・豊かな緑と清流を守る森林整備事業 49万2千円
- ・茶業振興対策事業 215万2千円
- ・自然休養村管理センター施設整備 500万4千円

## 商工費

- 2842万円(対前年度比1.6%増)
- ・商工会振興事業 750万円
- ・桜まつり 551万5千円

## 土木費

- 3億4958万5千円(対前年度比6.9%減)
- ・町道11号線他道路改良 1億6138万2千円
- ・合敷都市下水路浚渫 126万6千円
- ・下排水路改修工事 2919万2千円
- ・玉川砂防公園整備 464万7千円
- ・改良住宅等改修 755万9千円
- ・町営住宅耐震補強 1213万5千円

## 消防費

- 2億2980万2千円(対前年度比9.9%増)
- ・常備消防設置委託 1億4840万4千円
- ・消防団資機材購入 165万4千円
- ・消防車庫整備 720万5千円
- ・防災空地整備 3004万5千円



(写真は防災訓練の様子)

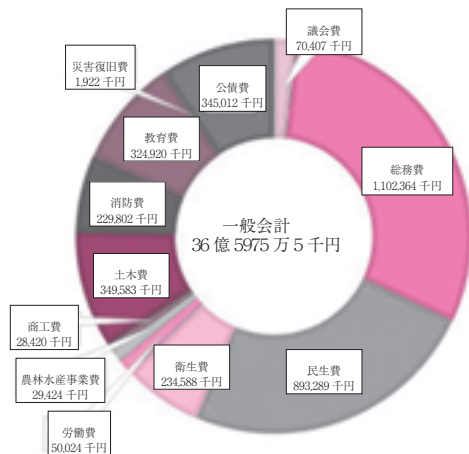
## 教育費

- 3億2492万円(対前年度比1.1%減)
- ・小中学校施設整備 4838万7千円
- ・井手小学校フェンス改修 913万2千円
- ・小学校トイレ改修 689万6千円
- ・給食センター施設整備 794万8千円

## 公債費

- 3億4501万2千円(対前年度比17.7%減)
- ・償還元金 3億16万3千円
- ・償還利子 4484万1千円
- ・一時借入金利子 8千円

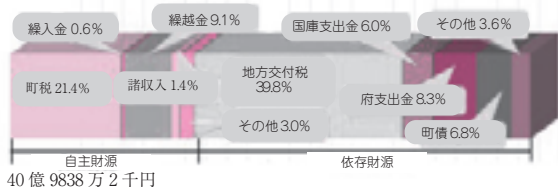
## 目的別歳出



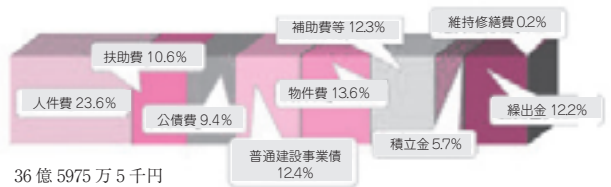
## 用語の解説

- 【自主財源】** 町が自ら収納・徴収できる財源
- 【依存財源】** 国や県から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】** 自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】** 財政調整基金(家庭の預貯金にあたる)の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】** 特別会計などに繰り出したお金

## 歳入



## 歳出



## 水道の協議や開栓は余裕を持って

早目にお願ひします！

4月1日より、水道に係る設計協議や施工協議は、事前に内容を整理したメモ等を提出していただきますようお願いいたします。

また、電話での問い合わせも即答できませんのでご理解のほどよろしくお願ひします。

なお、水道の開栓や開栓の現場作業は、「土日・祝日を除く午前中（11時～12時）のみ」となります。

ご理解とご協力をお願ひします。

消費税率の変更に伴う新しい料金等は「6月1日から」となりますので、ご注意ください。

新材料となるのは、以下のとおりです。

・水道料金・下水道使用料・水道分担金（新規申し込み）  
・水道メーター使用料・水道手数料（一部のみ）

ご理解とご協力をお願ひします。

◆上下水道料金などで不明な点がありましたら、役場上下水道課（TEL 82・6169）までご連絡ください。

【7ページに水道料金・下水道使用料料金早見表】

給水装置の新設等分担金・手数料

平成26年6月改定

給水分担金	手	数	料
13mm	154,224円	設計審査手数料	1件につき (新築、全改築) 1,542円 (その他) 1,028円
20mm	185,112円	給水装置竣工検査手数料	1件につき (新築、全改築) 3,000円 (その他) 1,500円
25mm	308,556円	開栓手数料	1回につき 1,233円
40mm	925,668円	公共機関等に協議を必要とする場合	
50mm	1,604,556円	・道路掘削（国道の場合）	1件につき 5,141円
		・道路掘削（府道の場合）	1件につき 3,085円
		・その他協議を必要とするとき	1件につき 2,056円
75mm以上	以上のものについては、管理者が別に定める。	各種証明手数料	1件につき 200円

## 町民税・府民税の申告を忘れていませんか？

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成25年1月1日～平成25年12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成25年1月1日～平成25年12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

【申告しなければならない人】  
・平成26年1月1日現在、井手町に住所を有する人で、昨年1年間に所得があり、所得税の確定申告の提出の必要のない人（勤務先から給与と支払報告書や公的年金支払報告書が役場に提出されている場合は申告の必要はありません。）  
・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）がある人

※公的年金等の収入400万円以下で確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。  
【所得のなかった人】  
申告義務はありませんが、申告がないと福祉関係や国民健康保険税などの算定に影響が出る場合や所得に関する証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。  
お問合せは税務課（TEL 82・6163）まで。

## 次回の選挙から 投票所入場券が 変わります

期日前投票宣誓書

私は平成 年 月 日執行の（ ）選挙の選挙権を有する者であること、

平成 年 月 日

氏名	
居住地	
生年月日	年 月 日

【期日前投票理由】※理由の欄に番号を一つ〇で記入してください。

①	仕事・学業・地域行事の出席、本人または親族の結婚葬儀
②	1回以上の選挙又は選挙のための投票所（町民）に出席
③	疾病、高齢、災害、身体障害者などの多歩困難
④	自然も移転して、井手町以外に居住

上記は真実であることを誓います。

問い合わせ先 井手町選挙管理委員会 電話：0774-82-6361  
※この欄には記入しないで下さい。

ページ 番 号 男・女

※画像はサンプルのため、実際の投票入場券とはデザインが異なる場合があります

次回の選挙から投票所入場券の裏面が右のように期日前投票宣誓書になります。

投票する日付、お名前、ご住所、生年月日を記入の上、期日前投票をする理由を表の中から選び番号に○を付けて下さい。

※今まで通り期日前投票所での記入も可能です。  
※選挙期日当日に投票される

場合は記入の必要はありません。

◆ご不明な点がございましたら、井手町選挙管理委員会（TEL 82・6161）までお問い合わせください。

【家事用】 水道料金・下水道使用料 料金早見表 (1ヵ月料金)

平成26年6月1日以降使用  
【単位：円 (消費税込)】

(上下水道料金=水道料金+下水道使用料+メーター使用料)

水量 (m <sup>3</sup> )	水道 料金	下水道 使用量	合計	水量 (m <sup>3</sup> )	水道 料金	下水道 使用量	合計
1～5	616	999	1,615	53	7,869	5,869	13,738
6	739		1,738	54	8,034	5,999	14,033
7	862		1,861	55	8,198	6,129	14,327
8	986		1,985	56	8,362	6,258	14,620
9	1,109		2,108	57	8,526	6,388	14,914
10	1,232		2,231	58	8,690	6,517	15,207
11	1,365	1,098	2,463	59	8,854	6,647	15,501
12	1,497	1,197	2,694	60	9,019	6,777	15,796
13	1,630	1,297	2,927	61	9,183	6,906	16,089
14	1,763	1,396	3,159	62	9,347	7,036	16,383
15	1,896	1,495	3,391	63	9,511	7,165	16,676
16	2,029	1,595	3,624	64	9,675	7,295	16,970
17	2,162	1,694	3,856	65	9,839	7,425	17,264
18	2,295	1,793	4,088	66	10,004	7,554	17,558
19	2,427	1,893	4,320	67	10,168	7,684	17,852
20	2,560	1,992	4,552	68	10,332	7,813	18,145
21	2,714	2,101	4,815	69	10,496	7,943	18,439
22	2,867	2,210	5,077	70	10,660	8,073	18,733
23	3,020	2,319	5,339	71	10,824	8,202	19,026
24	3,174	2,428	5,602	72	10,989	8,332	19,321
25	3,327	2,538	5,865	73	11,153	8,461	19,614
26	3,480	2,647	6,127	74	11,317	8,591	19,908
27	3,634	2,756	6,390	75	11,481	8,721	20,202
28	3,787	2,865	6,652	76	11,645	8,850	20,495
29	3,940	2,974	6,914	77	11,809	8,980	20,789
30	4,094	3,083	7,177	78	11,973	9,109	21,082
31	4,258	3,203	7,461	79	12,138	9,239	21,377
32	4,422	3,323	7,745	80	12,302	9,369	21,671
33	4,586	3,443	8,029	81	12,466	9,498	21,964
34	4,750	3,562	8,312	82	12,630	9,628	22,258
35	4,915	3,682	8,597	83	12,794	9,757	22,551
36	5,079	3,802	8,881	84	12,958	9,887	22,845
37	5,243	3,922	9,165	85	13,123	10,017	23,140
38	5,407	4,042	9,449	86	13,287	10,146	23,433
39	5,571	4,162	9,733	87	13,451	10,276	23,727
40	5,735	4,282	10,017	88	13,615	10,405	24,020
41	5,900	4,402	10,302	89	13,779	10,535	24,314
42	6,064	4,521	10,585	90	13,943	10,665	24,608
43	6,228	4,641	10,869	91	14,108	10,794	24,902
44	6,392	4,761	11,153	92	14,272	10,924	25,196
45	6,556	4,881	11,437	93	14,436	11,053	25,489
46	6,720	5,001	11,721	94	14,600	11,183	25,783
47	6,885	5,121	12,006	95	14,764	11,313	26,077
48	7,049	5,241	12,290	96	14,928	11,442	26,370
49	7,213	5,361	12,574	97	15,093	11,572	26,665
50	7,377	5,481	12,858	98	15,257	11,701	26,958
51	7,541	5,610	13,151	99	15,421	11,831	27,252
52	7,705	5,740	13,445	100	15,585	11,961	27,546

メーター使用料

【単位：円 (消費税込)】

口径 (mm)	13	20	25	40	50	75	100
使用料	82	132	153	864	2,160	2,484	2,916

# 保健医療課からのお知らせ

## ■国民健康保険証の更新をお忘れなく

井手町の「国民健康保険被保険者証（保険証）」は、2年ごとの更新で平成26年3月31日までが有効期限となっております。

平成26年度からは、一般被保険者証は「クリーム色」、退職被保険者証は「うぐいす色」に変わります。

つきましては、保険証の更新を次のように行います。

### 【更新方法】

1 郵送の方・・・平成26年2月末日時点で保険税に滞納の無い世帯については、3月中旬より簡易書留郵便で、順次郵送します。

2 窓口更新の方・・・保険税滞納世帯の方については、平成26年3月24日（月）より、役場保健医療課の窓口において納付相談を行い、短期被保険者証の交付を行います。（※ただし、土・日・祝日は除きます。）

ご来庁の際は、印鑑と旧保険証をお持ちください。  
※特別の事情がないのに保険税を滞納した場合や納期限から1年間経過して保険税を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあります。

## ■高齢受給者証について（70歳～74歳までの方の窓口負担について）

★平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ70歳の誕生日の翌月\*から医療費の窓口負担が2割になります。（\*ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります。）

70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者：平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

2割となる時期：70歳の誕生日の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）から。（例）平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意：一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて

上限額が下がります。対象者については、窓口交付となりますので、別途通知します。

★平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります）

平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者：平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

ご注意：一定の所得のある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりますが、（\*平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。）

### 【更新方法】

1 既に高齢受給者証をお持ちの方・・・3月中旬頃より順次発送します

2 新規取得の方・・・窓口交付となります（3月中旬頃に通知します）

\*この制度については、国の予算の可決・成立が前提となります。

## 保険税の納付は

便利・確実・安心の口座振替がおすすめです

保険税の納付には、便利で確実な口座振替（自動振込）制度をおすすめします！金融機関等へ行かなくても、自動的にあなたの預貯金から納税でき、納期限を過ぎることなく確実に納めることができます。

まだ、口座振替をされていない方は、是非ご検討ください。お待ちしております。

なお、口座振替の手続きは、役場保健医療課及び町内の金融機関にある口座振替申込書に必要事項等を記載のうえ、指定の金融機関に提出してください。

### 【取扱金融機関】

南都銀行・京都中央信用金庫・京都やましろ農業協同組合・ゆうちょ銀行・近畿労働金庫・京都銀行

## 【老人医療費受給者証の更新について】

65歳～69歳までの「福祉医療費受給者証（マル老）」を現在お持ちの方について、70歳～74歳までの方の窓口負担は2割に見直し決定されましたが、老人医療助成事業にお

いては窓口負担（1割）を継続することになりました。現在お手持ちの「福祉医療費受給者証（マル老）」の有効期限が平成26年3月31日となっておりますので、平成26年4月1日～7月31日までの「福祉医療費受給者証（マル老）」を3月中旬に郵送予定です。

なお、平成26年8月1日からの更新は改めてご通知いたします。

## 【老人医療助成事業に係る臨時特例措置について】

・現行の老人医療助成事業の要件を満たす方で、平成26年度中に新たに70歳になる方を対象に、医療機関での窓口負担を1割に軽減する臨時特例措置を京都府の負担にて実施します。

・対象になる方につきましては、現在お手持ちの「福祉医療費受給者証（マル老）」の3月末の更新時に受給者証を郵送にて交付予定です。詳しくは、保健医療課までお問い合わせください。

※臨時特例措置は京都府の予算で実施されることから、府の予算が可決成立後となります。

◇お問い合わせは、保健医療課（TEL 82・6166）まで。



## \* 税務課からのお知らせ \*

### 家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有されている方に課税されます。次のような場合は税務課までご連絡ください。

#### ○新築・増築

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。なお、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。

#### ○取り壊し

「滅失届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。なお、登記している家屋を取り壊した場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた方は、届出の必要はありません。

#### ○未登記家屋の所有者を変更

「未登記建物取得届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も前の所有者に課税されてしまうことがあります。

### バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることとなります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

#### 【役場税務課】

排気量が125cc以下の単車および農耕作業用自動車（耕運機・トラクター等）。

#### 【陸運局】

軽自動車（軽四輪貨物および乗用車・125ccを超える単車）。  
※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。

また、陸運局では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月14日ごろまで）に済ませていただくようお願いします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月21日（月）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

### 減免申請は4月23日までに

軽自動車税には、身体に障がいのある方に対する減免制度があります。この制度を受けようとする方は、4月23日（水）までに税務課で申請手続きをしてください。

申請手続に必要な書類等

○減免申請書（税務課にあります）

○軽自動車税納税通知書

○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査書

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

### 固定資産税の縦覧・閲覧

#### ▽土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

#### ○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」…所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

#### ▽固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

#### ○閲覧事項

「土地課税台帳」…所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など

「家屋課税台帳」…所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」…所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

①印鑑（認印）

②納税通知書、課税明細書

③本人が確認できる免許証等

④委任状と代理人本人が確認できる免許証等

⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等

⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

▽縦覧期間 平成26年4月1日から4月30日（土、日・祝日を除く）

▽閲覧期間 平成26年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▽縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▽場所 役場税務課

\*お問い合わせは、税務課（TEL82-6163）まで

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧できる方	必要書類等
縦 覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている者）	①・②又は③
	納税者と同一世帯の親族	①・②又は③
	納税管理人	①・②又は③
	納税者の代理人	①・④
	閲覧できる方	必要書類等
閲 覧	納税義務者	①・②又は③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥



# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】0774-82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝日等を除く）9：30～16：00

3月	行事予定 (行事がない日でも毎日遊びにこれます♪)		
と	き	内 容	場所・備考
11日 (火)	10：30～12：00	ベビーマッサージ [*hughug*]	※予約制
13日 (木)	10：30～12：00	さんさん会 「卒会」	※予約制
18日 (火)	10：30～11：30	リフレッシュ講座 「ストレッチ・骨盤体操」	※予約制
19日 (水)	10：00～11：00	わおんと遊ぼう	※予約制
20日 (木)	10：30～12：00	さんさん会 「公園あそび」	
	10：30～11：30	玉川保育園園庭開放	玉川保育園
24日 (月)	10：00～12：00	おでかけ広場	西部公民館
25日 (火)	10：00～11：40	すくすく広場	1歳半～2歳半 ※予約制
26日 (水)	10：00～12：00	親子クッキング 「お好み焼き」	※予約制
28日 (金)	10：00～12：00	ぴよよちとこ広場 「バスでおでかけ in玉川さくら公園」	※予約制

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います。

## 一時預かり

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております (有料)

【利用時間】 平日 (月～金曜日) 8：30～16：30  
土曜日 8：30～12：00  
※料金やその他詳細は子育て支援センター (Tel.82-2232) までお問い合わせください。

## 親子の広場

### \*ぴよぴよちゃん広場

対象：妊婦～6カ月くらいの親子

### \*よちよちちゃん広場

対象：7カ月～1歳半くらいの親子

### \*とことこちゃん広場

対象：1歳半～就学前の親子

### \*すくすく広場

対象：1歳半～2歳半の親子 (予約制)

### \*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

## 子育てサークル

### \*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：管内

活動日：第2・3木曜日

### \*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

代表：平間

活動日：月2回程度の水曜日

場所：多賀保育園

### \*hughug\*

対象：2カ月～1歳くらいまで

代表：丸山

活動日：第2週の火曜日

参加費：1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



## 深刻な心の悩みの相談電話のご案内

全国では毎年3万人以上の方が自殺で亡くなっています。その原因は、体の健康問題・うつ・経済問題・ストレスなど様々ですが、その多くは、個人の自由な意思で自殺を選択されたわけではなく、心理的に追い込まれた末の死と考えられています。

医療機関での適切な治療や弁護士・司法書士など専門機関に相談することにより、自殺は防ぐことができます。深刻なお悩みをお持ちの方や、まわりでお悩みの方がおられる場合には、ぜひ一度お電話ください。

京都府自殺ストップセンター	0120 - 556 - 097	月～金	9時～20時
京都自死・自殺相談センター Sotto	075 - 365 - 1616	毎週金・土	19時～翌朝5時30分
京都いのちの電話	075 - 864 - 4343	年中無休	24時間
よりそいホットライン	0120 - 279 - 338	年中無休	24時間

# 第32回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

このコンテストは、毎年法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生に自分の身近にある人権についての思いを作文に書いてもらうことによって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましょう。

法務大臣賞作品

## 「リス・ペクト アザース」

神奈川県・鎌倉市立御成中学校3年

坪井 洸

僕は、日本人の両親を持ちながら、アメリカのサンディエゴで生まれて、十歳半まで生活し、地元のデイケア（保育園）、プレスクール（幼稚園）、小学校に通った。その中で出会った先生たちが何度も口にした『Respect others（リス・ペクトアザース）』という言葉は、今も僕の行動や考え方に大きな影響を与えている。

サンディエゴは、ロサンゼルス以南の南にあり、メキシコの国境から一時間程度だったのでも、土地柄のせいとか、クラスには、肌の色も髪の毛の色も本当にいろいろな人種の人があった。僕が物心ついたときには、周囲にいろいろな人種の人たちがいるのが当たり前の状況だったので、自分がまわりの人と違っていることも当

根本の考え方を問題にしていることになる。

然だと思っていたし、それに対して深く考えることもなかったように思う。どこの国でも同じだと思うが、集団生活が始まると、誰かが意地悪をしたとか、誰かが誰かにいじめられたとか、いわゆる人間関係のトラブルが起こってくる。そんなとき、先生たちは必ず『リス・ペクトアザース』と言い、当事者に反省を促した。『リス・ペクト』の意味もはっきりわからない保育園や幼稚園の頃から、ことあるごとに繰り返して叩き込まれた。日本語にすると、「他の人のことを尊重しなさい」というような意味なのだが、今思うと「意地悪しないで、みんな仲良くしなさい」とか、「いじめはダメ」というそのときの行動を注意するのではなく、その行動を起こしてしまっ

また、この言葉は僕が入っていたリトルリーグの監督やコーチもよく使っていた。選抜テストがない地元のリトルリーグでは、上手い選手と上手くない選手が混合して十二人でチームとして試合に臨まなくてはいけなかった。上手くない選手がフライをポロリと捕りそこなったとき、チーム全体が「おい、この下手くそ」と怒鳴りたくなる場面が、監督やコーチは『リス・ペクトアザース』と言った。やる気がなくてエラーをするのもっての他であるが、やる気があっても上手くできない選手はいるのである。この場合は、そこをわかってやれという意味だと思っている。実際、当時初心者だった僕は、この言葉を聞いて救われる気持ちになり、もっと上手くなるようにうんと頑張る、シーズン最後にはチームに少しは貢献できるようになった。

その後、僕は日本の小学校に通い始めた。周囲のみんなのおかげで生活にはすぐに慣れたが、同時に大きなカルチャーショックも受けた。一番驚いたことは、みんなが他人と大きく違うようになるように非常に気を遣っているように見えたことである。他人よりうまくいかないから目立たないようにしているのではなく、他人よりうまくできて目立たないようにしているように感じた。僕は最初のうち、そのノリがわからず今までどおり、自分が上手く出来たことを周りの人にも伝えていたから、「それは自慢だ」と言われた、なんとも悲しい気持ちになった。また、友達同士で相手の気持ちになれば絶対言えないような侮辱するようなひどい言葉を言い合っているのを見て、僕が叩き込まれていた『リス・ペクトアザース』の世界はここにはなかった。

僕の限られた経験の話になるが、アメリカ（サンディエゴ）ではなぜそんなに『リス・ペクトアザース』を子どもの頃から叩きこんでいるのだろうか。それは、アメリカ社会がいつい最近までひどい人種差別などを行ってきたことの反省からかもしれない。居住地区を制限したり、公園やバスなどの公共の場でも座る場所をわけていたり、差別することが当たり前で、一般人が差別したりされたりすることに何の疑問を持たずに時代が流れていた過去がある。そんな過ちをこれから先に繰り返さないように、子ども達に叩き込んでいくのもっと、大人も自分自身を戒めているのかもしれない。

僕は日本でもっと、『リス・ペクトアザース』が浸透していけばいいと思う。日本は表面上差別のない社会なので、必要ないと思われるかもしれない。しかし、これが人が人権を考える上での基本だと思える。人権尊重の社会を作っていくのは、僕たちひとりひとりの考え方によるからだ。同じ人間は一人もいない。人と違っていることがまたその人の個性である。違う点だけでなく、うまくいったこと、できなくても努力していくことなどを尊重し合っていくことができれば、もっと素晴らしき社会になっていくと思う。



3月は、後期高齢者保険料の第9期、介護保険料・国民健康保険税の第10期納期限です。期限内に収めましょう。



### 消防署からのお知らせ

一人ひとりが地震に備えよう

東日本大震災や過去に起きた地震における災害の教訓を踏まえて、私たちが今できることは、少しでも被害を軽減することができよう、一人ひとりが地震に備えることです。いつか準備しようではなく、今準備しておくことが大切です。自分自身と大切な家族、そして地域を守るために、しっかりと地震に備えましょう。



家具類の転倒・落下・移動防止対策をしておこう。

備蓄品、非常用品を備えておこう。地震が起きたときの家族の連絡方法、役割分担などを話し合っておこう。

お問合せは京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

### 救命講習会開催のお知らせ

日時／4月6日(日)

9時00分～12時00分

場所／京田辺市消防署井手分署

会議室

定員／10名程度

参加費／無料

受付期間／4月5日(土)まで

問い合わせ／京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

### 講座・教室

#### 【和太鼓教室】

日時／3月22日(土)・29日(土)

午後1時半～3時半

場所／いづみ人権交流センター

\*お問い合わせは、いづみ児童館

(Tel 82・4112) まで

#### 【いづみまなび教室】

日時／3月14日(金)・28日(金)

午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き

#### 【大正琴】

日時／3月14日(金) 午前10時～正午

28日(金) 午前10時～11時半

持ち物／大正琴・楽譜

#### 【ペン習字】

日時／3月24日(月)

午後1時半～3時半

《人権学習(人権啓発ビデオ学習)》

日時／3月28日(金)

午前11時半～正午

午後3時～3時半

場所／いづみ人権交流センター

\*各教室の材料費等は自己負担となります

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

#### 【健康教室】

日時／3月27日(木)

午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

#### 【生き生きふれあいサロン「皆勤表彰&茶話会」】

日時／3月19日(水) 午後1時半～

場所／玉泉苑

対象／65歳以上の方および障がいのある方

\*事前申込が必要です

\*毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

#### 【山吹ふれあいセンター天文台公開】

日時／3月14日(金)

午後7時半～9時

場所／山吹ふれあいセンター

・申込は不要です

・天候などの条件により公開を中止する場合があります

・夜間の開催になりますのでお子様だけの参加はご遠慮ください

### 健康

\*お問い合わせは、社会教育課 (Tel 82・5700) まで

#### 【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／3月13日(木)・4月10日(木)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

日時／4月3日(木)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

対象／65歳以上

\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3499) まで

### 子育て

#### 【乳幼児健康診査】

《乳児健診》

日時／4月7日(月)

対象／H25・11・5～H26・1・2生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

\*お問い合わせは、保健センター (Tel 82・3385) まで

### 各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／3月17日(月)

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／4月7日(月)  
午後1時～4時  
場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／3月24日(月)  
午後2時～4時  
場所／玉泉苑

\*心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第2月曜日は賀泉苑で開催しています

\*無料法律相談は予約制とします

\*お問い合わせは、社会福祉協議会  
(TEL 82・3499) まで

【障がい者相談】  
日時／3月25日(火)  
午後1時半～4時  
場所／役場西別館1階会議室

【母子の相談・教室】

《育児相談》  
日時／3月12日(水)  
受付／午前9時半～10時半

場所／保健センター  
《遊びの広場》  
日時／3月12日(水)  
受付／午前9時半～11時

場所／保健センター  
《発達相談》  
日時／3月27日(木)

場所／保健センター  
\*完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問合せください

\*お問い合わせは、保健センター(TEL 82・3385) まで

【こころの相談室(カウンセリング)】  
日時／3月11日(火) 3月25日(火)  
午前10時半～午後2時

場所／人権交流センター  
\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL 82・3380) まで

府立山城郷土資料館の催し

★企画展

「守り育てようみんなの文化財」

▼内容 平成24年度に指定・登録等された京都府の新指定等文化財を写真パネルで紹介いたします。

▼日時 3月1日(土)～30日(日)  
午前9時～午後4時30分

★企画展

「暮らしの道具 いまむかし」

▼内容 明治・大正・昭和、昔のなつかしい暮らしの道具を展示し、衣食住の変化を振り返ります。小学校の社会科授業と連携できる内容です。

▼日時 3月30日(日) まで。  
午前9時～午後4時30分

▼場所 いずれも山城郷土資料館

▼休館日 月曜日

(祝日の場合は翌火曜日)

▼入館料 一般200円、  
小中学生50円

施設のご案内………  
▼所在地 木津川市山城町上狛千両岩

○問い合わせ  
府立山城郷土資料館総務課

(TEL 86・5199)

環境影響評価法に基づく  
方法書が公表されました

JR西日本から、JR奈良線高速化・複線化第二期事業に伴い、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書(方法書)が公表されました。4月2日(水)までJR西日本のホームページで縦覧できるほか、役場産業環境課でも縦覧できます。

方法書は、環境保全を図るために、事業の環境影響を調査・予測する方法をまとめるもので、その検討のためにJR西日本が公表するものです。環境の保全の見地から意見のある方は、4月16日(水)まで、意見書をJR西日本にインターネットや郵送で提出することができます。

京都府の最低賃金一覧表

京都府最低賃金	時間額
京都府最低賃金	773円
金属製品製造業	842円
はん用・生産用・業務用 機械器具製造業	822円
電気機械器具製造業	840円
輸送用機械器具製造業	849円
各種商品小売業	790円
自動車(新車)小売業	773円
印刷業	773円
自動車小売業	773円

\*太字は平成25年12月27日発効

3月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください

**事業者の方へ** **税務署**

**消費税法改正等のお知らせ**

消費税(地方消費税を含む)の税率が  
**平成26年4月1日から8%<sup>(※)</sup>になります。**

※平成25年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

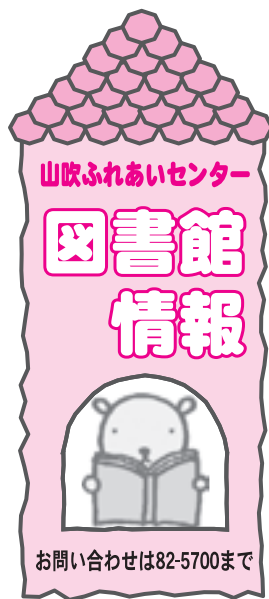
平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示表の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「税に表示する価格が税込価格であると認識されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。



山吹ふれあいセンター

図書館  
情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館時間】  
4月～9月

午前10時～午後6時

10月～3月

午前10時～午後5時

☆3月・4月の休館日

3月3・10・17・24・27・31日

4月7・14・21・24・28・30日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週

間

☆主な新着資料の紹介 3月

一般書

「アトミック・ボックス ATOMIC BOX」

「左目に映る星」 池澤夏樹

「連写」 今野敏

「八月の青い蝶」 周防柳

「内通者 B E T R A Y E R」 堂場瞬一

「悲劇の9日女王ジェーン・グ

レイ」 桐生操

「逆軍の旗」 藤沢周平

「えをかかくかく」 エリック・カール

「さっちゃんのてぶくろ」 つちだのぶこ

「あみだだだ」 元永定正

「ベルナルさんのぼうし」 いまいあやの

「氷の巨人コーリン」 スズキコージ

3月・4月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

4月12日(土) 午後1時半から

《春のおはなし会》

4月27日(日) 午前11時から

山桜記  
葉室 麟

徳川頼宣に嫁いだ加藤清正の娘・八十姫の秘話。鍋島直茂の妻と姑の間のふとした会話、伊達家から立花へ嫁に来た母の実家への想い…。武将の妻たちの凛とした姿を描いた短編集。全7編を収録。『オール讀物』掲載を単行本化。

孫と一緒に遊ぼう!!ワンカット

伊藤 信太郎

アルファベット、桜や星といった記号…。たった一度切るだけで様々な形ができる、切り紙と折り紙を組み合わせた「ワンカット折り紙」を紹介。最後まで何ができるかわからない手品のようなワクワク感で、孫と一緒に楽しめます。

じゃんけんでんしゃ  
高木 さんご

てんむすとやきおにぎりじゃんけんぼん。勝ったてんむすが運転手、負けたやきおにぎりが車掌になって、出発進行! コロケパンやチーズバーガーたちもでんしゃ遊びをしています。みんなでどんどんじゃんけんをしていき…。

縄文人がぼくの家に来てきたら!?

山田 康弘

もし、縄文人が現代の世界にタイムスリップしたら? 縄文人の暮らしや文化について、最新の調査・研究をもとに、豊富なイラストと資料写真を交えて解説する空想歴史図鑑。漫画「縄文一家がぼくの町に来てきた!」も掲載。



国民年金Q&A

Q. 私自身が将来受け取れる年金額を知りたいのですが。

A. 次の方法により、年金の見込み額を確認することができます。ただし、共済組合が支給する年金の見込み額は試算されませんのでご注意ください。

■「ねんきんネット」の年金見込み額の試算

↓「このまま働いた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるか」など、ご自身の人生設計に応じた条件に基づいて、年金額の試算ができます。日本年金機構のホームページ内にある「ねんきんネット」よりご利用できます。

■日本年金機構で管理している個人記録に基づいた「年金見込み額試算」※50歳以上の方

↓年金見込み額試算及びその計算の基礎となった年金加入記録を確認できます。ねんきんダイヤル(0570・05・1165)からお申込みできます。

■電子申請証明書による「年金加入記録照会・年金見込み額試算」※50歳以上の方

↓電子文書にて年金見込み額試算及びその計算の基礎となった年金加入記録を確認できます。総務省が運営する行政ポータルサイト「イーガブ」の「年金加入記録照会・年金見込み額試算」よりお申込みできます。

※ご利用には、あらかじめ公的個人認証サービス等の電子証明書を取得する必要があります。



# ごみ収集日程表(3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

- ★燃やすごみ、その他ごみ、カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は透明・半透明の袋に入れて出してください。
- ★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
- ※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北南水	無	火・金曜日	3月20日	3月13日 4月10日	3月27日	4月3日	3月18日 4月1日 4月8日	水曜日
玉石高	水垣月	月・木曜日	3月21日	3月14日	3月27日	4月4日	3月11日 3月25日 4月8日	水曜日
上井手	区	火・金曜日	3月27日	3月13日 4月10日	3月20日	4月3日	3月12日 3月26日 4月9日	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	3月27日	3月13日 4月10日	3月20日	4月3日	3月19日 4月2日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

## し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
3月25日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月26日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月27日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月28日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月31日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
4月1日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、洪川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月11日 4月2日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

## ごみの分け方・出し方

(ビン)

### ビンの日に出せるもの、出し方

- ビン(洋酒・ジュース・ドリンク・調味料などのあきビン)を出すことができます。
- キャップを必ず外し、簡単な水洗いをした後、中身の見える袋に入れてください。
- キャップはその他ごみに出してください。
- 業者に引き取ってもらえるビンは出さないでください。
- 乳白色のビン、コップ、陶磁器類、ガラス、電球、蛍光灯、体温計等は〈その他ごみの日〉です。割れて危ないものは厳重に包み、《割れ物》と表示してください。

# おめでとうございます

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

〈出生〉

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	谷尾新 谷尾遙飛	知己
井手	吉村倫太郎	茂
井手	高科創	佳奈
井手	今井湊	伸
井手	藤江春馬	美記夫
井手	井落慧	亮伸
井手	森川零青	理沙

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	0774-82-3380
いづみ人権交流センター	0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

# まちのカレンダー

(3月11日～4月10日)

住民カレンダー		
月日	曜	行事
11	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
12	水	育児相談(午前9時半～10時半、保健センター) 遊びの広場(午前9時半～11時、保健センター) パワーヨガ教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター)
13	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)
14	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
15	土	IDEゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内)
16	日	第28回井手町解放文化祭(午前10時～午後3時、いづみ人権交流センター)
17	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
18	火	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
19	水	生き生きふれあいサロン「皆勤表彰&茶話会」(午後1時半～、老人福祉センター玉泉苑) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
20	木	京都府知事選挙告示日 パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
21	金	春分の日
22	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
23	日	
24	月	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) BCG予防接種(午後2時～2時45分、保健センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
25	火	すくすく広場(午前10時～11時半、子育て支援センター、要予約) こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
26	水	親子クッキング(午前10時～正午、子育て支援センター、要予約) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
27	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 発達相談(完全予約制、ご希望の方は保健センターまでお申し込みください、保健センター)
28	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
29	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
30	日	第17回ふれあい福祉まつり(午前10時～午後2時、玉泉苑・石垣公園)
31	月	
4/1	火	無火災デー防火パレード 井手町議会議員一般選挙告示日
2	水	
3	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
4	金	
5	土	
6	日	井手町議会議員一般選挙・京都府知事選挙(午前7時～午後8時、各投票所)
7	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑) 乳児健診(午後1時～1時半、保健センター)
8	火	こころの相談室(午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
9	水	
10	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑)



発行：京都府綴喜郡井手町役場  
編集：企画財政課  
井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>  
E-mail : info@town.ide.kyoto.jp

